

浜松市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の
規定に基づく施術所の開設届出済ステッカー交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第9条の2第1項に規定する施術所の開設届出に係る届出済ステッカーの交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第9条の2第1項の規定により開設の届出をした者は、保健所長に対し、様式第1号により、施術所開設届出済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の交付申請を行うことができる。

(交付)

第3条 前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、保健所長は記載事項を審査の上、ステッカー（様式第2号）（ラミネート加工されたものであること）を交付するものとする。

(返納)

第4条 前条の規定によるステッカーの交付を受けた者は、施術所を廃止した場合には、保健所長に速やかにステッカーを返納しなければならない。

(手数料)

第5条 第3条に規定するステッカーの交付については、手数料を徴収しない。ただし、郵送による交付を希望する場合の郵送料は、申請者の負担とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

施術所開設届出済ステッカー交付申請書

年 月 日

浜松市保健所長 様

開設者	住 所
	氏 名
	電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり施術所開設届出済ステッカーの交付を受けたいので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定に基づく施術所の開設届出済ステッカー交付要領第2条の規定により申請します。

施術所の名称	
開設の場所	
業務の種類	<input type="checkbox"/> あん摩マツサージ指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゆう
開設年月日	
業務に従事する 施術者の氏名	
ステッカー 交付の有無	<input type="checkbox"/> 過去にステッカーの交付を受けたことはない <input type="checkbox"/> 過去にステッカーの交付を受けたことがある(年 月) → 再交付・書換希望理由() (注1)
受け取り方法	<input type="checkbox"/> 保健総務課窓口で受け取る(連絡先電話番号) <input type="checkbox"/> 郵送(送付先: <input type="checkbox"/> 施術所所在地 <input type="checkbox"/> 開設者住所) (注2)

- (注) 1 書換を希望する場合は、過去に交付されたステッカーを添付すること。
2 窓口での交付を原則とするが、郵送による交付を希望する場合は、送付先(施術所所在地又は開設者住所に限る)を記載した角2封筒(240×332mm、A4サイズが入るもの)に返信用切手を貼付の上、添付すること。

あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゆう師等に関する 法律に基づく届出施術所

< 施術所名 >

※この施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく届出を行った国家資格者が施術を行う施術所です。

浜松市